

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会の議事の概要等

1. 日時及び場所

日時：平成20年1月29日（火） 10：00～12：00

場所：農林水産省第二特別会議室

2. 出席委員（敬称略）

委員：鈴木宣弘、岡本明子、浅野 衛、安倍澄子、佐々木伸雄、近見正彦、永木正和

小委員会座長：加茂前秀夫、田口 清

3. 会議の概要

（1）制度の概要説明

事務局から、家畜共済の制度の仕組みについて、説明が行われた。

（2）諮問事項の説明

事務局から、次の諮問事項について、説明が行われた。

（諮問事項）

① 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について

② 家畜共済診療点数表の改定について

③ 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の収載基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品について

※ ②及び③については、専門委員により小委員会において調査・審議されており、各小委員会座長より結果報告が行われた。

（3）審議における主な発言内容

① 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について（諮問事項の第1）

委 員：合併により組合の範囲が広域化している現状があるということだが、それによって、非常に広い地域を1つの組合単位とすると、地域によっては非常に事故が多く起こり得る場所とそうでない場所が組まれてしまうということがあると思うが、それに伴う農家の不公平というのは起こりえないのか。

事務局：掛金標準率の算定単位を決めるに当たっては、標本数を大きくする方が料率が安定化する一方で、個々の被害実態に即するようにするという個別化という命題もある。両方の命題に應えるためにはどうしたらいいかということだが、やはり、原則として組合等単位で収支をみるので、組合等の範囲にした方がいいという考え方である。ただし、家畜の場合、飼養管理技術により被害率にだいぶ差がある場合もあるので、別途、組合等の範囲の中で標準率に合うように、個人の被害率の程度に応じてグループ分けする危険段階掛金率の設定というのを、組合等がやっている。きめ細かく危険段階というのを設定していただければ、農家の実態にも合っていくのではないかと考えている。

委 員：確かに農家の飼養管理技術に伴うものということであれば、これは一律に

掛金率を設定していいと思う。しかし、地域によっては、例えば山岳地域で、実際にいくら飼養を適正化して行っても、どうしてもある程度の事故が避けられない、それが平地の部分とは率が違うんだという、そういったところを少し勘案するような方式があれば、そこはたぶん救えるのではないかと思うが、いかがか。

事務局：先ほどの説明の補足になるが、危険段階というのは、地域でもできるし、個人のグループでもできるということにしてあるので、組合等で判断して設定していただくこととなっている。

委員：平成16年度から新たに乳牛の子牛、胎児が共済の対象となったが、当初想定した被害率よりも多くの事故が発生しているようで、その具体的な被害実態は、今回の掛金率算定から反映されるというふうに聞いている。資料では「乳用牛等」でまとめているが、子牛、胎児部分の共済掛金標準率が実際にはどのようになっているのか、お聞かせいただきたい。

事務局：乳用牛等の死廃部分の掛金率は、資料にあるとおり現行比102.8%。この内訳で、子牛等については、現行比174%である。新たに対象とした際の掛金率の設定に当たっては、家畜診療所や農家に対する被害率の調査等も行ったが、想定していたより胎児の死亡が大きかったところである。

② 家畜共済診療点数表の改定について（諮問事項の第2）

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の収載基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品について（諮問事項の第3）

委員：A種点数のところで説明のあった最近における経済事情の変化とは、物価動向を加味して審議をしたという説明であったが、その物価動向をどのようなデータを基にして審議したのか。

事務局：従来から、農業物価統計の利用できる直近月から遡って3年間のデータを基に算定している。

委員：今の件に関連して、特にガソリンの直近の値上げが非常に大きいですが、今の算定方式でこれが十分反映されているのか。もし反映されていない場合、3年間これで据え置かれるということになると、家畜診療所等の経営が非常に苦しくなると思うが、いかがか。

事務局：ご指摘のとおり、先般来のガソリン価格の上昇というのは著しいものがある。実際、小委員会での調査審議の結果の中にも、往診について、近年のガソリンの値上がり等を反映して引き上げるといった報告がなされている。この点については、本部会で適当と認める旨の議決があれば、早急に、具体的にどのくらいにするのかといったことを詰めていきたい。なお、小委員会の中でも、一部委員からは、今後さらに上昇するのではないかという懸念も表明され、一方で、将来的には下がる可能性もあるし、また、今後の価格がどうなるかを推計するのが極めて難しいということから、小委員会として、直近の動向を反映させることが妥当という結論をいただいている。ただし、今後、ガソリン価格だけでなく、色々な物価の著しい変化があり、診療点数と実態が大きく乖離するような事態が生じるようであれば、必要に応じ本農業共済部会にお諮り申し上げて、掛金率を含めた検討を行う必要があると考えている。

委員：異常な状況があれば、次の診療点数改定期である3年後を待たずに、農業

共済部会に諮って見直しをすることもあり得るという理解でよろしいか。

事務局：はい。

委員：診療点数の件で、第四胃変位簡易整復手術について、経皮的な簡易整復手術のデラハンティ法というのは、実態上、海外では用語として通用していない。むしろ経皮的な簡易な方法ということだけで、内容は特定しなくてもいいのではないか。

次に、「切開手術」について、備考を読めば皮膚切開だということはわかるが、「皮膚切開」というように、定義の方に皮膚という言葉を入れた方がいいのではないかという気がするが、その点いかがか。

小委員会座長：第四胃変位簡易整復手術だが、今まではデラハンティ法のみ記載されていたが、専ら使われているのはピンツリ法であろうということで、今回ピンツリ法を掲載することにした。小委員会の調査審議の中でデラハンティ法があまり使われていないという指摘はあったが、削除するという意見は出なかったので、掲載することとした。

委員：デラハンティ法は、海外ではそういう名前であまり呼んでないので、次回御検討いただきたい。

小委員会座長：検討いたしたい。それから、切開手術のことについてだが、「拳大」と、かなり漠然とした表現だったため、大きさが客観的にわかるようにということで、20cmというのを統一的な計測範囲とし、対応していきたいということである。

委員：備考を拝見するとももちろんわかるが、切開というとどの切開かと皆おそろく思うのではないかという気がするので、ここはやっぱり、皮膚という言葉を加えた方が好ましいのではないかという気がする。

もう一点、薬価の算定方法に関係して、薬品類で、臨床の現場で、例えば1瓶の一部が無駄になるというような、あるいはあまりそう多くは使わないので期限が切れてしまうような薬剤は、必ずしもないという考えか。

小委員会座長：難しい質問だが、薬価の算定は、実際に使用したものを給付するといった考えで行っている。例えば注射薬では、余ったものはどうするんだということも当然出てきてしまうのだが、基本的な考えに即して行っている。

委員：ほとんどの薬品ではそのような無駄が生じることはないと思うが、小動物の病院などでは、無駄になるものも一定程度含めて価格に上乗せしている場合もある。また、先ほどの説明にあった90%バルクライン価格という考えだと、残りの10%部分で、家畜診療所単位では損をするところが出てきてしまうのではないかということが、ちょっと気になるところではあるが。

小委員会座長：参考にさせていただきたく。

事務局：座長とも相談して、表現の適正化等に努めてまいりたいと思います。

(4) 審議結果

審議の結果、諮問事項については、小委員会からの報告の内容を反映する等した上で適当と認める旨議決し、農林水産大臣あて答申することとされた。

(5) 報告事項の説明

事務局から、農作物共済の共済掛金標準率の一部改正について、説明が行われた。

(6) 報告事項に関する主な発言内容

委員：農作物共済の掛金標準率は3年に1度改定されるが、このような期中に、今回のような理由あるいは形で引き下げられるということはそうないことだというふうに思うが、米価が低迷し農家の収入が減少している中で、農家負担掛金がかかるというのは歓迎するべきことであり、農業共済団体としても農家組合員への周知徹底に努めてまいりたい。ただ一方で、掛金率の算定に関しては、事業運営の安定という視点も重要である。近年、いわゆる地球温暖化、異常気象などにより、これまで想定できなかったような被害が全国各地で頻発している。保険の仕組みを取っている以上、積立金や、掛金率を算定する上での安全率はどうしても必要であり、それがなければ、異常気象が続いたような場合には、安定的な事業運営が困難となりかねない。平成20年度は、平成21年産から適用する農作物共済の掛金率の一般改定の時期であるが、今回の一部改正は緊急的なものであり、今後の算定に当たっては、こうした点を十分に配慮いただきたい。

また、家畜共済に関連することで、もう1つ要望させていただきたい。獣医師確保対策である。平成17年頃から農業共済団体の産業動物獣医師の新規採用が困難な事態が生じ、家畜共済事業の運営に支障を来しかねない事態である。かつて農業共済団体においては、平成2年前後から数年間深刻な獣医師不足を経験し、諸般の対策を講じた経緯があるが、今回の状況は畜産主要県も例外ではなく、今後、団塊の世代の獣医師職員の退職が急増するというように、平成2年当時とは異なった状況にある。このような状況の中で、農業共済団体では、従来から実施している獣医学系の学生の臨床実習の積極的な受入れ等に加え、新たに獣医学系私立5大学教官との意見交換会や学生向けの獣医師採用説明会を実施するなど、自ら努力しているところである。農水省におかれても、関連予算の確保等、特段のご配慮をお願いするとともに、獣医師確保の基盤となる診療所の運営対策も併せてお願いを申し上げる。

事務局：掛金率の改定の関係については、色々な要素を踏まえて検討し、来年度この部会にお諮りしたいと思うので、よろしく願いしたい。

次に、農業共済団体における産業動物医師の確保が難しいということは、重要な問題で、私どもも十分認識しているところである。獣医師全体のことを担当している部局では、昨年、将来見通しを発表したが、それによると、小動物、いわゆるペットの獣医師は増える見込みだが、残念ながら私どもに関わりの深い産業動物獣医師というのは、このままでいくと需要よりも供給が少ないということである。そういうことも踏まえて、先ほどご説明のあった農業共済団体としての取組に、我々もできる限りの協力をしていきたい。実際、大学との意見交換会に参加したり、あるいは大学で農業共済の説明を行ったりもしている。また、学生を対象とした修学資金援助のようなものもあるが、今後より一層の普及に努めたい。農業共済サイドで新たな予算の確保はなかなか難しいと考えるが、検討するとともに、まず出来るところから一生懸命やっていきたいので、是非ご理解、ご協力をお願いしたい。

委員：ここで申し上げることではないかもしれないが、今の獣医師確保については、根源的には待遇改善をするしかない。それがなければ、いくら学生を増やしてもおそらく家畜診療所等に行く人は多くない。教育の問題が非常に大事なものは良く理解しており、そこは大学も各共済団体との連携が必要だ

とは思うが、根源的にはやはり待遇改善というのを是非お願いしたい。

それともう1点、先ほどガソリン価格の上昇の話がでたが、おそらく多くの地域で獣医師が非常に長距離を運転しなくてはいけない状況になっている。理由の1つは、広域合併の結果、しばしばミーティングをするために非常に遠い距離を行ってまた戻ってきて診療することになるようである。これに対して、例えば広域のハイビジョンネットワークを整備するといったこと等、ガソリン代自体はもちろん往診なので必要だが、人・モノに係る時間を節約する対策というのをお考えいただければいいんじゃないかと、この部会の審議とは違うかもしれないが意見を申し上げた。

4. 配付資料

- ・ 資料1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会会議次第
- ・ 資料2 座席表
- ・ 資料3 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会委員等名簿
- ・ 資料4 家畜共済制度の仕組み
- ・ 資料5 諮問文（写）
- ・ 資料6 家畜共済に係る参考資料
- ・ 資料7 家畜共済に係る平成20～22年度適用の共済掛金標準率（案）と現行との比較
- ・ 資料8 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会報告概要
- ・ 資料9 関係法令等
- ・ 資料10 平成20年産の農作物共済（麦は21年産）の共済掛金標準率の一部改正について
- ・ 資料11 農作物共済に係る参考資料

- 〔 付属資料1 「家畜共済の共済掛金標準率の算定方式」解説版
- 付属資料2 家畜共済の共済掛金標準率等の算定手順
〕